

## 「知的財産権の濫用による競争行為の排除、制限禁止規定」の解説

改正後の「中華人民共和国独占禁止法」（以下、「独占禁止法」という）を貫徹、実行し、知的財産権分野の独占禁止法執行活動を強化、改善し、知的財産権の濫用排除、競争行為の制限を効果的に予防、阻止するため、市場監督管理総局は「知的財産権の濫用による競争行為の排除・制限の禁止に関する規定」（市場監督管理総局 31 号令、以下、「前規定」と略称する）を改正した。新たに改正された「知的財産権の濫用禁止の排除、競争行為の制限規定」（市場監督管理総局 79 号令、以下「新規定」と略称する）をよりよく実行するために、以下のよう

に解説する：

### 1. 改正の必要性

「前規定」が公布、実施されて以来、知的財産権分野の独占禁止法執行活動に根拠を提供し、良好な実施効果を得て、知的財産権の保護、市場の公平な競争の促進などの面で積極的な役割を果たしてきた。党中央、国務院の独占禁止の強化、公平な競争政策の実施の深い推進、知的財産権強国戦略の重大な政策決定と配置の実行、「独占禁止法」精神の実行、知的財産権分野の独占禁止制度の規則の健全な整備、制度の科学性、目標性、有効性の強化のために、「前規定」を改訂する必要があった。

**（一）独占禁止制度の規則体系を健全化し、知的財産権分野の市場の公平な競争を維持するための切実なニーズ。** 監督管理法執行の経験を総括した上で、産業発展の法則と特徴の把握を重視し、我が国の知的財産権分野の独占禁止制度体系の整備を加速させ、我が国の独占禁止制度規則の系統性、科学性と有効性を強化することに有利であり、知的財産権分野の独占行為が我が国の産業発展に与える不利な影響によりよく対応し、公平な競争の市場秩序を維持する。

**（二）全国統一大市場の建設を加速し、我が国の経済革新発展を促進する切実なニーズ。** 知的財産権分野の独占禁止制度の規則を健全かつ完全なものにすることは、広範な経営主体に明確で明確な行動指針を提供し、独占禁止監督管理の安定性と透明性を強化し、全国統一大市場の建設に質の高い制度供給と法律保障を提供するのに有利である、知的財産権の保護、市場の公平な競争の保護と促進に有利であり、革新要素資源の配置における市場の基礎的役割を十分に発揮し、経済運営効率を高める。

**（三）より良いサービスの高いレベルの対外開放、我が国の産業国際競争力の向上の切実なニーズ。** 知的財産権は国家発展の戦略的資源と国際競争力の核心要素である。新たな発展段階に入り、我が国の産業発展段階、特徴と国際

競争への参加の現実的な需要から出発し、知的財産権分野の独占禁止制度規則を健全に整備し、国際競争ガバナンスへのより良い参加に有利である、知的財産権分野の独占行為に打撃を与え、我が国企業が国際競争に深く参加することを支持し、国際競争の新たな優位性の構築を推進する。

## 2. 改正経緯

市場監督管理総局は科学立法、民主立法、法に基づく立法、開門立法の仕事の要求を十分に実行し、立法の質を高めることを鍵として、改正業務を着実に推進する。

(一) **理論研究を深く展開。** 国務院独占禁止委員会専門家諮問グループ専門家に「規定」改正立法諮問プロジェクトの展開を委託し、立法研究を強化する。我が国の国情と経済発展の段階的特徴に立脚することを堅持し、実例研究、比較研究、実証研究などの方法を通じて、国内外の成熟した経験を十分に吸収し、参考にし、改正のために堅固な理論的基礎を設置した。

(二) **実務問題を系統的に総括。** 無線通信などの重点分野に焦点を当て、業界と企業の座談会を何度も組織し、関連企業、部門の調査研究に赴き、調査研究を深く展開した。「規定」に関連する不公平な高価、特許共同経営と標準必要な特許などの重点問題に焦点を当て、実務経験を深く総括し、規制の考え方と措置を提出し、改正のために実務の基礎を固定化した。

(三) **意見と提案を幅広く聴取。** 改正の過程で、各省クラスの市場監督管理部門、社会団体、研究機関、専門家・学者の意見・提案を幅広く求めた。改正草案後、2022年6月27日から7月27日にかけて中国政府法制情報網、総局公式サイトを通じて社会に公開的に意見を求め、国務院独占禁止委員会のメンバー部門などの関連部門の意見を求めた。2022年11月から2023年3月にかけて、前後して立法座談会、シンポジウムの3回を開き、関連部門、専門家、学者の意見と提案をさらに聴取し、各方面の意見を十分に吸収し、各方面の共通認識を凝集し、「規定」のより合理的、科学的、完備を確保した。

## 3. 考え方の改定

改正業務は習近平時代の中国の特色ある社会主義思想を指導とすることを堅持し、党の二十大精神を全面的に学習、貫徹、実行し、知的財産権保護の強化、独占禁止の強化と公平な競争政策の実施の深化をめぐって、独占禁止制度の規則体系の健全化に力を入れ、知的財産権分野の独占禁止監督管理レベルを引き上げ、主に以下の改正構想に従う：

(一) **「独占禁止法」制度と精神を全面的に実行。** 独占禁止法の「革新奨励」の立法精神と最新制度の要求を深く理解、把握し、一般的な制度を実行し、

「禁止合意禁止規定」などの関連規則との接続をしっかりと行うとともに、知的財産権の特徴と規則を結合し、知的財産権分野の独占禁止の特殊規則を細分化、整備し、制度の適用性、的確性、操作性を強化した。

(二)「保反両立」の制度理念を堅持。知的財産権の保護と独占禁止の間、革新と公平な競争の間のバランスをよりよく把握し、効率と公平、活力と秩序、現在と未来の関係を正しく処理することを重視し、知的財産権の保護が公平な競争の問題の中であるべき義であることを際立たせ、知的財産権分野の独占禁止制度の規則を健全に整備し、広範な経営主体に公平、透明、予想できる行為の導きを提供する。

(三)市場競争行為に対する規範と誘導を強化。我が国の産業段階的特徴と発展方向の趨勢に適応し、知的財産権分野の市場競争に存在する際立った問題に積極的に対応し、的確に規制措置を制定し、商業モデルと競争行為をより公平で合理的な方向に発展させ、市場の公平な競争と産業革新の発展を促進するよう規範的に誘導する。

#### 4. 改訂の主な内容

現行「規定」は19条で、今回の改正は1条を保留し、18条を改正し、14条を追加し、改正後は33条となった。主な変更内容は次の通り。

(一)独占禁止法制度の要件を全面的に実行。第一に、「独占禁止法」のイノベーションを奨励する立法目的を実行し、「国務院独占禁止委員会の知的財産権分野に関する独占禁止指南」(以下「指南」と略称する)などを結びつけて市場での支配的地位を認定する判断要素を追加(第8条)、事業者の知的財産権の行使に正当な理由があることの考慮要素を追加(第20条)。第二に、知的財産権分野の独占協定の類型を整備し、「事業者は知的財産権行使を利用してはならず、他の事業者を組織して独占合意を達成、或いは他の事業者が独占合意を達成するために実質的な幫助をしてはならない」という規定を追加(第6条)。セイフハーバー規則を改正し、「指南」との接続を明確化(第7条)。第三に、「独占禁止法」と照合して法律責任規定を調整し、独占禁止法執行機関の職員の違法状況の処理と公職者の職務違法犯罪疑惑問題の手がかり(証拠)の連携規定を明確化(第25条～第31条)。

(二)知的財産権分野の独占禁止制度体系を健全化。第一に、不公平な高値に関する規定を追加(第9条)。その他の市場支配的地位の濫用行為認定規則(第10条～第14条)と正当な理由の判断要素(第20条)を細分化。第二に、知的財産権分野の事業者の集中(合併)に関する規定を追加し、知的財産権に関する事業者集中申告要件を明確化(第15条)、審査での判断要素と制限的条件を付加する具体的な状況を規定(第16条)。第三に、「独占禁止法」及び「独占

合意禁止規定」「市場での支配的地位の濫用行為禁止規定」「事業者集中審査規定」などの一般規則との関係を明確化、手続きでの適用と規則の適用に関する関係条項を追加（第 24 条、第 32 条）。

（三）標準必要特許などの重点分野の独占禁止規則を整備。第一に、パテントプールに関する独占協定を改正、整備し、市場での支配的地位を濫用する行為を具体的に規定（第 17 条）。第二に、標準の制定と実施における独占合意の状況を明確化、標準の必須特許許諾における市場での支配的地位の濫用行為の規定を整備（第 18 条、第 19 条）。その中で、標準必須特許分野に強く反映される権利者の訴権乱用禁止令での救済の問題に対し、専門的規制条項を追加し、具体的な適用要件を明確化（第 19 条第 1 項第 3 号）。第三に、著作権及び関連権利に関する独占禁止規定を追加する（第 21 条）。

## 5. 主な特徴

「規定」には主に以下の 3 つの特徴がある：

（一）独占禁止監督管理の強化と知的財産権の保護を両立。知的財産権と独占禁止制度は公平な競争を保護し、革新的な発展を促進する上で目的の一致性を持っている。しかし、知的財産権は法に基づき、合理的な範囲内で行使しなければならず、合理的な限界を超えると、市場の公平な競争とイノベーションを毀損することになる。「規定」は「保反両立」の制度理念を十分に体现し、私権と公益の保護、業界と競争監督管理の境界を明確にすることを通じて、知的財産権の権利行使に対して正当かつ有効な制約を行い、知的財産権の濫用排除、競争行為の制限を予防、阻止し、市場資源と革新要素の秩序ある流動、効率的な配置を推進する。

（二）公平な競争の維持と革新的な発展の促進を両立。市場の公平な競争を保護する最終的目的地はイノベーションの発展を促進することである。知的財産権分野の独占禁止監督管理の法執行を強化するには、発展と規範、効率と公平、活力と秩序の関係性を正しく処理する必要がある。「規定」は知的財産権分野の独占禁止制度の安定性、的確性、展望性の向上に力を入れ、独占禁止監督管理法執行により具体的で、より全面的な規則的根拠を提供し、知的財産権分野の市場競争行為を効果的に導き、規範化し、公平な競争市場秩序を維持し、革新発展に有効な市場環境を創出することができる。

（三）知的財産権権利者と実施者の発展益を両立。知的財産権の権利者と実施者はいずれもイノベーションの発展を推進する主体であり、知的財産権分野の独占禁止監督管理の法執行を強化するには、知的財産権の権利者と実施者の発展益を考慮する必要がある。権利者が自身の合法的権益を実現するのを支援するだけでなく、実施者が発展目標を実現し、合理的な収益を得ることを促

進める必要がある。「規定」は制度規則の設計の上で、現在との両立を堅持、長期に着目し、権利者と実施者との利益関係を統一的にバランスさせ、各種経営主体の公平な市場競争への参加のための制度保障を提供し、知的財産権権利者と実施者のイノベーション活力の原動力を十分に引き出すこと注力している。

出所：国家市場監督管理総局ウェブサイト

[https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/xwxc/art/2023/art\\_31a6c007fb564cb6a76fe768d928f70b.html](https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/xwxc/art/2023/art_31a6c007fb564cb6a76fe768d928f70b.html)

※本資料は株式会社 KyK インターナショナルの協力の下ジェトロが作成した仮訳となります。情報・データ・解釈などについてできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロ及び株式会社 KyK インターナショナルが保障するものではないことを予めご了承下さい。